敦賀市

平成 26 年 3 月 敦 賀 市

景観法に関する事項

目 次

第1章 敦寶	買市景観計画の目的と位置づけ	
1 - 1	景観計画策定の背景	1
1-2	敦賀市景観計画の目的	1
1-3	敦賀市景観計画の位置づけ	2
第2章 景額	現計画の区域 (景観法 第8条 第2項 第1号)	
2-1	敦賀市景観計画区域	3
2-2	景観形成推進地区	5
第3章 景額	開計画区域における良好な	
景鶴	見の形成に関する方針 (景観法 第8条 第3項)	
3-1	景観づくりの基本方針	7
3-2	エリア別の基本方針	9
3-3	景観形成推進地区の基本方針	10
第4章 良姑	好な景観の形成のための行為の制限 (景観法 第8条 第2項 第2 1	号)
4-1	景観づくりの基準設定の考え方	13
4-2	届出対象行為	15
4-3	景観づくりの基準	16
第5章 景額	現重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 (景観法 第8条 第	第2項 第3号)
5-1	景観重要建造物の指定の方針	19
5-2	景観重要樹木の指定の方針	20
第6章 その	の他の良好な景観形成に関する事項 (景観法 第8条 第2項 第4 !	号)
6-1	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置	
	に関する行為の制限に関する事項	21
6-2	景観重要公共施設の整備に関する事項	25
6-3	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	25
6-4	自然公園法の許可の基準に関する事項	25
第7章 計画	 画の実現に向けて	
7-1	計画の実現に向けた役割	26
7-2	段階的な景観施策の充実・強化	27

第1章 敦賀市景観計画の目的と位置づけ

1-1 景観計画策定の背景

敦賀市は、天然の良港を中心として古くから栄え、古代から朝鮮半島や中国大陸との交流が盛んであり、また、702年に建立された北陸道総鎮守・越前国一宮である氣比神宮の「門前町」としても栄えてきました。

江戸時代半ば以降は、北前船が寄港する「港町」として発展し、人・物・情報・文化の交流拠点として賑わいを見せ、明治期には横浜・神戸・関門とともに国営4港のひとつに位置づけられました。

交通の要衝である敦賀には、日本海側で初の鉄道が開通し、明治32年(1899年)に開港指定されると、ロシア・朝鮮半島・中国といった対岸諸国と定期航路が開設され、欧亜国際連絡列車が運行されるようになったことなどから、「鉄道の要衝」としても重要な役割を担うようになり、日本海側の主要な国際港湾都市として発展してきました。現在は、鉄道・船舶に加え、北陸自動車道と舞鶴若狭自動車道の結節点となり、広域交通の要衝として日本海側における重要な都市となっています。

敦賀市は、こうした古くからの港まちの風情に代表される敦賀港周辺の景観、敦賀湾や気比の松原などの海岸景観、歴史的景観、敦賀湾沿岸の漁村集落景観など変化に富んだ多様な景観を有しており、これら全ての市民にとってかけがえのない共有財産は、今後も大切に守り育てていく必要があります。

また、景観づくりには、市民意識の向上と生活における 一人ひとりの配慮が求められていることから、市民の積極 的な参加、協力を得ながら、それぞれの地域にふさわしい 美しい景観づくりに市民・事業者・行政が協働で取り組ん でいく必要があります。









こうした背景のなか、敦賀市では平成 18 年6月に独自の敦賀市景観条例を制定し、景観形成の推進を図ってきましたが、景観法に基づく計画を策定し、全市的に、より実効性をもった景観形成を進めることが必要となっています。

1-2 敦賀市景観計画の目的

本計画は、「敦賀市景観形成基本計画」の考え方、景観形成推進地区の指定など、これまでの景観行政による取り組みを踏まえるとともに、地域の景観特性に配慮しながら、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という)に基づく具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて「敦賀市景観計画」を策定するものです。

1-3 敦賀市景観計画の位置づけ

敦賀市景観計画は、景観法に基づいて策定する計画ですが、上位計画となる第 6次敦賀市総合計画をはじめ、敦賀市都市計画マスタープラン、敦賀市で策定した景観関連の計画内容にも則しながら策定します。

【景観計画の位置づけ】

第6次敦賀市総合計画 🌽 則する 敦 賀 市 敦賀市都市計画マスタープラン 景観 ✓ 則する 条例 (平成18 敦賀市の景観まちづくり制度 年6月26 Ŋ, ij Щ 景観法 敦賀市景観計画 敦賀市景観条例 日施行) ų. П (部分) 推進 ij. 景観づくりの基本方針、エリア別の基本方針、 П 景観形成基準に基づく、良好な景観の誘導 ij. Щ Щ 住民・事業者・行政との連携・協働で ij ij. ij. ij 進める景観づくり Щ ij Щ ij. 市民の自主的な景観づくり ij. ij Щ ij 活動への啓発・誘導 Щ ij П ij ij I ij ij 目標とする景観の実現

(景観法第8条第2項第1号)

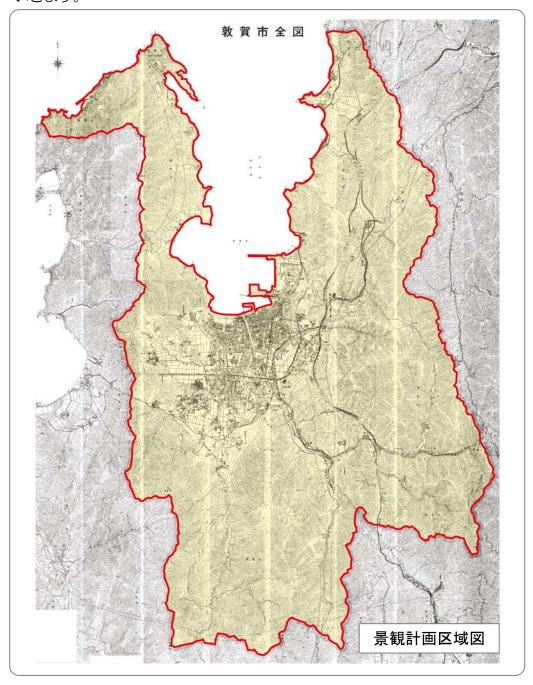
2-1 敦賀市景観計画区域

(1)敦賀市景観計画区域

敦賀市は、古くから天然の良港として栄えた港まちの風情を醸し出す敦賀港周辺をはじめ、多様な景観を有しています。

こうした多様な景観を有する敦賀のまちは、全ての市民にとってかけがえのない共有財産であり、今後も大切に守り育てていく必要があります。

そのため、「**敦賀市全域**」を景観計画区域とし、良好な景観づくりを推進していきます。



(2)5つのエリア区分

敦賀市は、海岸・半島景観、都市景観、田園景観、山並み景観など、地域に応じて変化に富んだ景観を有していることから、敦賀市全域を5エリアに区分し、それぞれの地域の特性を活かした景観形成を推進していきます。

地域区分については、敦賀港を含む海岸沿線の「**敦賀湾エリア」**、敦賀市の中心部である「**市街地エリア」**、市街地周辺の農地が広がる「田園エリア」、都市的空間と自然環境の間に位置する「里山エリア」、緑豊かな山並みが連なる「山間エリア」に区分します。

【エリア区分】

エリア区分	位置づけ
敦賀湾エリア	敦賀港を含む海岸沿線であり、気比の松原、倉庫群など、敦賀湾沿線の自然や歴史・文化的景観資源をネットワークするとともに、点在する集落景観を保全する必要がある地域を「敦賀湾エリア」として位置づけます。
市街地エリア	用途地域が指定された敦賀市の中心部であり、住宅地、商業地、工業地などの土地利用に応じた都市景観を形成するとともに、良好な景観を阻害する建築物等を規制する必要がある地域を「市街地エリア」と位置づけます。
田園エリア	市街地周辺に広がる優良農地を維持し、良好な田園 景観を保全する必要がある地域を「田園エリア」とし て位置づけます。
里山エリア	都市的空間と自然環境との間に位置し、里山の自然 景観、里山に抱かれた良好な集落景観を保全する必要 がある地域を「里山エリア」として位置づけます。
山間エリア	緑豊かな山並みが連なり、山林の保全、眺望の確保 を図るとともに、点在する集落景観を保全する必要が ある地域を、「山間エリア」として位置づけます。

2-2 景観形成推進地区

敦賀市は、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区において、住民等が中心となって独自に景観形成を推進することができる制度として「景観形成推進地区」を設け、よりきめ細かな景観誘導を推進することとします。

なお、敦賀市では平成18年6月に施行した敦賀市景観条例に基づき、「お魚通り(蓬莱町地区)」、「博物館通り(相生町地区)」、「神楽町1丁目商店街(門前町地区)」の3地区を景観形成推進地区として指定を行っています。

景観形成推進地区の概要

お魚通り(蓬莱町地区)

- ・本地区は、舟溜りを含む約3.2haの区域です。
- ・景観形成の目標は、「魚まちとしてのイメージを継承し、賑わいを創出する」としています。
- ・建築物等の外観の意匠・色彩、工作物等の意匠・色彩、広告物の位置、規模、意匠・色彩、その他景観形成のために協議会が必要と認める事項に関する基準を設けています。

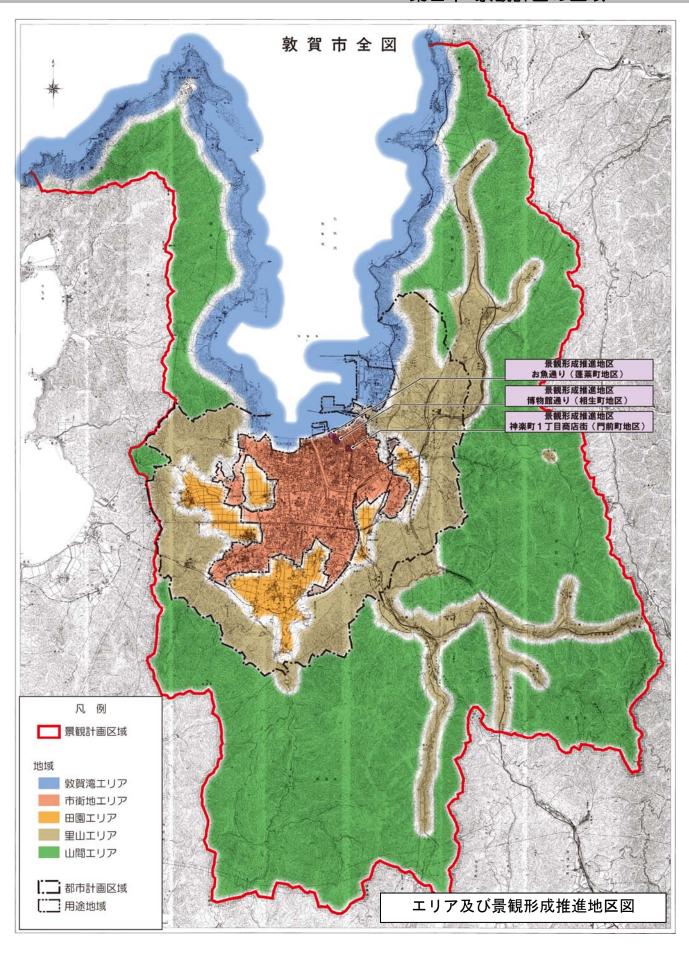
博物館通り(相生町地区)

- ・本地区は、博物館通り沿道の約2.4haの区域です。
- ・かつて市内随一の商店街として商都つるがを支えた地域であり、景観形成の目標を、「近代建築と木造和風建築が共存するまちなみを守り育む」としています。
- ・建築物等の敷地内の位置・規模、外観の意匠・色彩、工作物等の意匠・色彩、広告物の位置、規模、意匠・色彩に関する基準を設けています。

神楽町1丁目商店街(門前町地区)

- ・本地区は、氣比神宮の門前町として発展してきた商店街約 2.0ha の区域です。
- ・景観形成の目標は、「氣比神宮の門前町として趣と賑わいのある商店街をつくる」としています。
- ・建築物等の敷地内の位置、外観・色彩、工作物等の意匠等、広告物の位置、 規模、意匠等に関する基準を設けています。

第2章 景観計画の区域



第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項)

3-1 景観づくりの基本方針

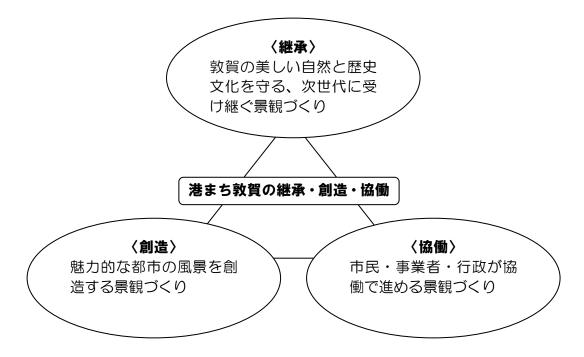
敦賀市における景観づくりの基本方針は、以下の通りとします。

◆ 景観形成の基本理念(テーマ)◆

港まちの風情漂う自然と調和した魅力的で美しい景観づくり

敦賀市の景観づくりに当たっては、港まちとしての誇りを守りつつ、本市の持つ豊かで美しい自然を基調に、国際貿易港として繁栄を物語る歴史・文化的建造物や、氣比神宮をはじめとする神社仏閣等の歴史・文化資源と、敦賀港の壮大な景観や駅前周辺の近代的な景観との調和を図った港まちの風情ある魅力的な景観づくりを推進します。

◆ 景観形成への3つの目標 ◆



海と山に囲まれた自然環境を基調に、港まち敦賀の歴史・文化的建造物と近代的な都市景観との調和を図りつつ、市民・事業者・行政が協働で景観づくりに取り組み、地域に愛着と誇りを持ちながら、敦賀市の魅力を高め、活用していくために、美しい景観づくりを推進します。

◆ 景観づくりの基本方針 ◆

1. 新しい敦賀の魅力となる景観づくり

これまで培ってきた港まちとしての土壌の上に、さらに「都市の新しい文化」を築くという意気込みを持って、優れた景観を保全、継承するとともに、次代に誇ることのできる新たな景観づくりを推進します。

2. 景観のネットワークづくり

連続した広がりのある港まちの風情が感じられるように、敦賀港から敦賀駅までを基軸として、港湾、名所・旧跡、商店街、駅等を結び、有機的なつながりを持たせることにより、一体的な景観のネットワークを形成します。

3. 歴史と伝統を活かした景観づくり

市内に点在する歴史・文化的建造物や神社・仏閣、名所・旧跡、伝統的な街並みなどの保全・継承を図りつつ、現代に調和させた景観づくりを進め、古いものと新しいものが調和した個性ある景観づくりを推進します。

4. 個性と調和バランスを考慮した景観づくり

街並みとしての調和が保たれるよう、まとまりや連続性のある景観づくりを推進する一方で、建物の個性を演出し、個性と調和のバランスに配慮した景観づくりを推進します。

5. 地域らしさを追求した景観づくり

古くからのまちや新しいまちなど、それぞれの地域のイメージを大切にしつつ、地域の個性や特徴を活かし、地域の魅力を発揮できる景観形成を推進します。

6. 景観づくり意識の啓発

市民が日常の中で目にする美しい景観に対する感性を高め、自ら景観づくりに積極的に関わる姿勢をもてるよう、景観づくり意識の啓発、普及を図ります。

7. 官民協働による景観づくり

敦賀市の美しい景観は市民共有の財産であるとの認識に立ち、より効果的に保全・創造・活用を進めるために、市民自らが中心となって、事業者・行政と協働して景観づくりに取り組みます。

3-2 エリア別の基本方針

地域の景観特性に応じて、景観資源を守り、育てながら、良好な景観を形成していくため、地域ごとの基本方針を設定します。

(1)敦賀湾エリア

敦賀湾には、気比の松原や敦賀港周辺の港湾景観 が広がり、敦賀市を代表する景観となっています。

本エリアではこれら自然や歴史・文化的景観を保全するとともに、敦賀港などと調和した都市的景観の創出を図ります。また、敦賀湾沿線に点在する集落景観を保全します。



美しい海岸線が続く気比の松原

(2) 市街地エリア

市の中心部には、氣比神宮やJR敦賀駅などの景観拠点が存在しています。

本エリアでは、これら歴史的・都市的景観拠点の 景観形成を推進するとともに、それらを結ぶ道路に おける良好な沿道景観の創出を図ります。また、住 宅地、商業地、工業地などの土地利用に応じた都市 景観を形成します。



沿道景観が形成された市街地

(3) 田園エリア

市街地周辺部には、市民の原風景となる良好な田園が広がっています。

本エリアでは、これら田園景観を保全するとともに、借景となる野坂岳などの山並みへの眺望景観を保全します。



のどかな莇生野の田園と野坂岳

(4) 里山エリア

田園部と山間部の間には、中池見湿地、池河内湿原など里山特有の景観が見られます。

本エリアは市街地エリアと山間エリアの間に位置していることから、都市景観と自然景観との調和に配慮するとともに、緑豊かな里山に抱かれた良好な集落景観を保全します。また、里山特有の生物が生息する中池見湿地、池河内湿原などの自然景観を保全します。



緑豊かな中池見湿地

(5)山間エリア

敦賀市の山並みは市街地の外郭を囲むように連 なりを見せています。

本エリアでは、緑豊かな山間景観の保全、敦賀市 街地や敦賀湾を望むことができる眺望景観を保全 します。また、山間地に点在する集落景観や自然景 観を保全します。



市街地を包み込む山並み

3-3 景観形成推進地区の基本方針

既に景観形成推進地区として指定された「お魚通り(蓬莱町地区)」、「博物館通り(相生町地区)」、「神楽町1丁目商店街(門前町地区)」の3地区については、各地域の景観形成推進計画に示された景観形成の目標及び方針を遵守するものとします。

(1)お魚通り(蓬莱町地区)

《 景観・まちづくりの目標 》

『魚まちとしてのイメージを継承し、賑わいを創出する』

《 景観・まちづくりの方針 》

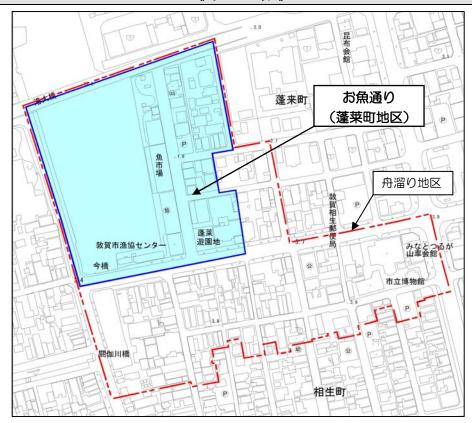
来訪者をもてなすまちの演出

・お魚通り西側で、魚市場という大規模な建築物が建設されることから、歩行者がこの巨大な建築物から感じるであろう圧迫感をできるだけ軽くし、多くの市民や来訪者に、気軽に立ち寄ってもらい、街なかや通りの散策を楽しんでもらえるように、親しみやすいヒューマンスケール*のまちなみづくりや店頭の空間づくり、快適な歩行者空間づくり等を進めます。

古くからの「魚まち」としての魅力の演出

・対象地区には、数少ないものの、古くからの木造店舗が残っており、カニの解禁時期にここで行われる釜茹での風景が、季節の風物詩として伝えられるなど、古くからの「魚まち」のイメージを代表する景観となっています。そこでこれらの古くからの木造建物のイメージを継承するまちなみづくりを進めます。

《区域》



※ヒューマンスケール:人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさ

(2)博物館通り(相生町地区)

《 景観・まちづくりの目標 》

『近代建築と木造和風建築が共存するまちなみを守り育む』

《 景観・まちづくりの方針 》

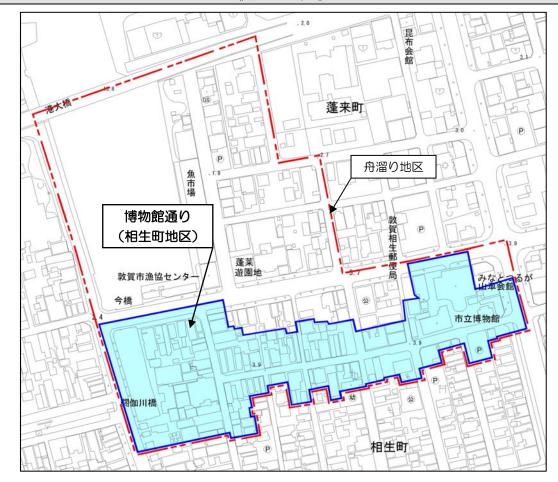
暮らしと賑わいが調和するまちの演出

・博物館通りは、古くからの市街地であるとともに、落ち着きのある住宅地として の性格を有しています。そこで、近代建築物と和風木造住宅が共存する特性を活 かしながら、暮らしと賑わいが調和するまちなみづくりや地域づくりを進めます。

山車の似合うまちの演出

・博物館通りの両側に建物が迫る中、山車が巡行する様子は、古くからの敦賀まつりの様子を伝える唯一の通りであるといえます。そこで、山車のまちとして、山車の巡行の似合うまちなみづくりを進めます。

《区域》



(3)神楽町1丁目商店街(門前町地区)

《 景観・まちづくりの目標 》

『氣比神宮の門前町として趣と賑わいのある商店街をつくる』

《 景観・まちづくりの方針 》

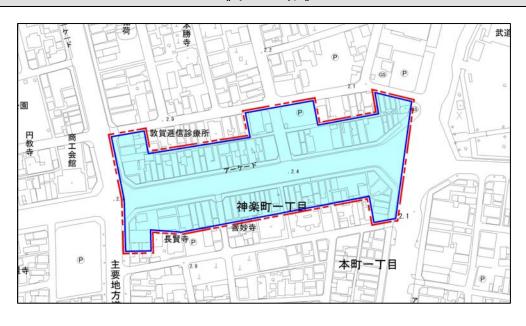
神楽町 1 丁目商店街(門前町地区)が有する、門前町としての性格や、市内でもおしゃれで元気のある商店街である特徴を踏まえ、「氣比神宮の門前町であるという気持ちを商店街で共有する」「氣比神宮の大鳥居やその背後の山並みを、美しく見せる商店街にする」「地元のお客さんとともに、氣比神宮を訪れる観光客で溢れる商店街を目指す」ことを、景観まちづくりの基本的な考え方とします。

この基本的な考え方と、中心市街地活性化計画に位置づけられる「氣比神宮を中心としたまちなか回遊エリア」の形成に向け、景観まちづくりの目標を『氣比神宮の門前町として趣と賑わいのある商店街をつくる』こととします。

この目標の実現に向けて、「大鳥居や背後の山並みを美しく見せるまちなみづくり」「商店街の連続性や一体感を感じることのできる空間づくり」「透明感や開放性の高い気品ある店舗づくり」「歩いて楽しいもてなしの店舗づくり」を行うことを、神楽町 1 丁目商店街(門前町地区)の景観まちづくりの方針とします。

- (1) 大鳥居や背後の山並みを美しく見せるまちなみづくり
- ② 商店街の連続性や一体感を感じることのできる空間づくり
- ③ 透明感や開放性の高い気品ある店舗づくり
- ④ 歩いて楽しいもてなしの店舗づくり

《区 域》



第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

4-1 景観づくりの基準設定の考え方

(1)段階的な景観誘導

景観法に基づき、景観計画区域(敦賀市全域)における景観に関する基準は、一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明に関する景観規制とします。

それ以外は、景観法による規制は行わず、景観条例に基づき、緩やかな景観誘導を行うものとします。

一方、住民等が独自に景観形成を推進する特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を「景観形成推進地区」として指定し、それらの地区においては、行為の制限基準の強化などを図ることによって、段階的な景観誘導を進めます。

(2)景観づくりの基準設定

1)景観計画区域 (敦賀市全域)[景観法に基づく区域]

景観計画区域とする「敦賀市全域」においては、景観への影響が著しい一定規模以上の建築物、工作物などを対象として、景観阻害を生じるような事態を避けるために、景観法に基づく基準を定めて規制をします。また、区域を5エリア(敦賀湾エリア、市街地エリア、田園エリア、里山エリア、山間エリア)に区分し、エリアごとの地域特性を踏まえた上乗せ基準を設定します。

範囲 : 敦賀市全域

対象: 一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土

地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生

資源の堆積、特定照明

基準 : 景観法に基づく基準

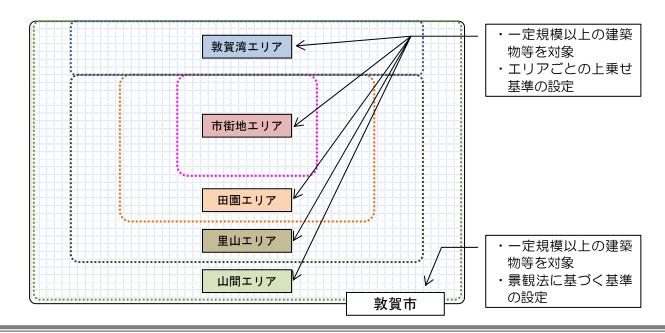
①位置・高さ ②形態・意匠

③色彩・素材

④緑化 ⑤車庫・駐車場

⑥その他に関する事項

など



2)景観条例に基づく区域

① 景観形成推進地区

住民等が独自に景観形成を推進する地区であり、特に重点的に景観形成を図る 必要がある地区を「景観形成推進地区」に指定します。

範囲 : 住民等が独自に景観形成を推進する地区であり、特に重点的に景観形

成を図る必要がある地区

対象: ①建築物等の新築、新設、増築、改築、移転若しくは除去、外観を変

更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

③木竹の伐採

④水面の埋立て

⑤屋外広告物の設置、改造、修繕、移転又は表示の変更

⑥その他都市景観の形成に影響を及ぼすと認められる行為

※対象行為は届出が必要

基準: 景観条例に基づく基準

①建築物等の敷地内の位置及び規模に関する事項

②建築物等の敷地内の緑化に関する事項

③建築物等の外観の意匠及び色彩に関する事項

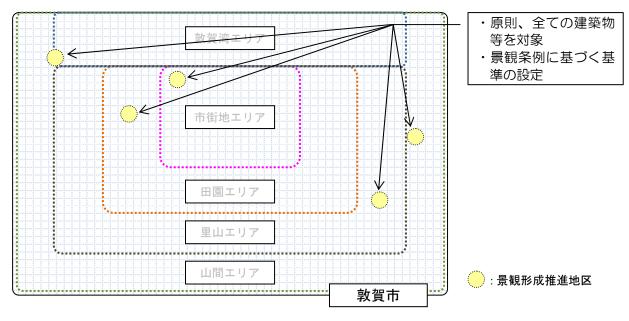
④広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項

⑤土地の形質に関する事項

⑥木竹の態様に関する事項

⑦その他景観形成のために必要と認める事項

※地域住民と協議の上、具体的な範囲・対象・基準を定めます



② 協定に基づく区域

一団の地権者の合意により当該区域の良好な景観に関する協定を締結し、市長 が認定した区域を景観形成協定に基づく区域として指定します。

4-2 届出対象行為

(景観法第8条第2項第2号)

(1) 届出対象の考え方

敦賀市景観計画の対象となる「景観計画区域」(敦賀市全域)では、一定規模の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明を届出対象として景観規制を進めます。

なお、景観形成推進地区の届出対象は、地元住民と協議の上、届出対象の範囲をよりきめ細かく決定していきます。

(2)景観計画区域(敦賀市全域)における届出対象行為

教賀市景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

(景観法 第 16 条 第 1 項関係)

	(景観法 第 16 条 第 1 項関係)
行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	(新築、増築、改築、移転) ・建築形態に関わらず最高の高さ 15mを超えるもの、又は、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの。 (外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更) ・変更に係る部分の面積が見付面積(1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。)の1/2を超えるもの。 ・上記それぞれに対して、利用目的及び利用形態が一体と認められる建築物にあっては、延べ面積の合計が 500 ㎡を超えるもの。
工作物	 (新設、増築、改築、移転) ・煙突、柱類、その他これらに類するもの(電柱を除く)で高さ15mを超えるもの。 ・プラント類、その他これらに類するもので高さが15mを超えるもの、又は、築造面積が500㎡を超えるもの。 ・垣(生垣を除く)、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもので高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの。 (外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更) ・変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの。
土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	・当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの。 ・当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超 える法面又は擁壁を生じるもの。
木竹の伐採	・当該行為に係る区域の面積が 1,000 ㎡超えるもの。
屋外における土石の堆積	・高さが3mを超え、かつ、当該堆積物の存する土地の区域 の面積が1,000 ㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る 期間が90 日以内のものは除く。
屋外における廃棄物 及び再生資源の堆積	・高さが3mを超え、かつ、当該堆積物の存する土地の区域 の面積が500㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る期 間が90日以内のものは除く。
特定照明	・届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明。

4-3 景観づくりの基準

(景観法 第8条第4項第2号関係)

敦賀市景観計画区域における景観づくりの基準は、以下のとおりとします。

(1)建築物・工作物の基準

対象	基準
位置・高さ	・海岸、河川、山林のスカイラインなどの優れた自然景観、歴史
が同・凹で	的建築物等への眺望に配慮した位置・高さとなるように努める。
	・建築物等は、敦賀市の伝統的な様式を踏まえた形態・意匠とな
形態・意匠	るように努める。
加速。悉吐	・まちなみ景観としての調和に配慮するとともに、地域のシンボ
	ルに配慮した形態・意匠となるように努める。
	・建築物等の外壁の色彩は、自然との調和に配慮し、マンセル値
	による彩度6以下とするように努める。 ただし、 見付面積 100
	㎡未満又は 1/10 未満の範囲のアクセント色は除く。
色彩・素材	・建築物の屋根の色彩は、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の
	景観と調和するように努める。
	・建築物の屋根や外壁などの材料は、汚れにくく、耐久性あるも
	のを用いるように努める。
緑化	・敷地内や敷地周辺は、できる限り緑化するように努める。
一般ロ	
車庫・駐車場	・車庫・駐車場は、通りからの見え方に配慮するとともに、建築
	物と一体的な形態・意匠となるように努める。
その他	・自転車置き場、ごみ置き場や建築設備などの付属建築物は、景
	観に配慮した配置・形態・意匠とするように努める。

(2)その他の基準

とうとの心の本	
対象	基準
土石の採取、	・圧迫感のある長大な擁壁や法面が生じないよう形態や配置に努
鉱物の掘採	න් නි
その他の土地	・周辺の景観や自然との調和に努める。
の形質の変更	・当該行為後は、周辺の景観に調和した植栽に努める。
木竹の伐採	・伐採される土地や伐採される範囲が広範囲にならないように努める。 ・当該行為後、地域の景観に配慮した植栽に努める。 ・地域の植生に適した種類の植栽に努める。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源 の堆積	・堆積するものが、道路などから見えにくくなるような配置、または、遮蔽に努める。・敷地の周囲に設置する塀や柵は、地域の景観を阻害しないように努める。
特定照明	・照明の配置、形態意匠、色彩等について、周辺の良好な夜間景観との調和に努める。・地域の夜間景観を損なう過度の明るさや色彩による照明の使用を避け、特定照明による光害の防止に努める。

(2)エリア別の上乗せ基準(建築物・工作物の基準)

1)敦賀湾エリア

対象	基準
位置・高さ	・まちなみとしての連続性を保ち、歴史的まちなみを阻害しない 位置・高さとする。・気比の松原周辺においては、海上や対岸からの見え方、沿線道 路から海への見通しに配慮し、気比の松原の松並木から突出し た高さとしない。
形態・意匠	・気比の松原、敦賀湾の港湾・海岸景観と調和し、地域の景観向上に寄与する形態・意匠となるように努める。 ・桜町の倉庫群などに見られる伝統様式を継承した形態・意匠となるように努める。 ・素材は、海岸の潮風などに配慮した耐久性のある素材を使用するように努める。
色彩・素材	・外観色は、マンセル値による暖色系色相を中心とする全色相であって、高・中明度の低彩度色を基本とする。・色数は、できる限り少なくし、建築物の全体的なバランスに配慮する。

2) 市街地エリア

2 / 时期地工 /	
対象	基準
位置・高さ	・まちなみとしての連続性を保ち、歴史的まちなみを阻害しない 位置・高さとする。・道路空間に圧迫感を与えない高さとするように努める。・氣比神宮周辺においては、氣比神宮と調和した高さとする。
形態・意匠	・氣比神宮、柴田氏庭園、相生地区等の歴史的建築物などに見られる伝統様式を継承した形態・意匠となるように努める。 ・中心市街地においては、良好な都市景観の創出を目指し、デザインに配慮した形態・意匠となるように努める。
色彩・素材	・外観色は、マンセル値による暖色系色相を中心とする全色相であって、高・中明度の低彩度色又は中明度の中彩度色を基本とする。 ・素材は、地域の伝統にあった材料を使用するように努める。
その他	・柴田氏庭園から見る野坂岳の眺望を保全する。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3)田園エリア

対象	基準
位置・高さ	・まちなみとして、連続性のある高さとなるように努める。 ・優良農地が広がる地域においては、良好な田園景観から突出し た高さとしない。
形態・意匠	・集落の伝統的な様式を踏まえつつ、周囲の建築物との調和に配慮した形態・意匠となるように努める。
色彩・素材	・外観色は、マンセル値による 5R~5YR~5Y の暖色系色相であって、高・中明度の低彩度色又は中明度の中彩度色を基本とする。・色数は、できる限り少なくし、建築物の全体的なバランスに配慮する。・素材は、田園と調和した自然素材を使用するように努める。
緑化	・敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。 ・周辺の植生に適した種類の植栽に努める。
その他	・野坂岳への眺望を保全する。

4)里山エリア

- /	
対象	基準
片里・古 を	・まちなみとして、連続性のある高さとなるように努める。
位置・高さ	・市街地や野坂岳への眺望を妨げない高さとする。
形態・意匠	・集落の伝統的な様式を踏まえつつ、周囲の建築物との調和に配
	慮した形態・意匠となるように努める。
	・外観色は、マンセル値による 5R~5YR~5Y の暖色系色相で
	あって、高・中明度の低彩度色を基本とする。
色彩・素材	・色数は、できる限り少なくし、建築物の全体的なバランスに配
	慮する。
	・素材は、山並みと調和した自然素材を使用するように努める。
緑化	・敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。
	・周辺の植生に適した種類の植栽に努める。

5)山間エリア

対象	基準
	・山並みから突出した高さとしないように努める。
位置・高さ	・野坂岳周辺においては、市街地への眺望や、主要な視点場から
	の稜線を乱さない高さとする。
以能, 辛尼	・集落の伝統的な様式を踏まえつつ、周囲の建築物との調和に配
形態・意匠	慮した形態・意匠となるように努める。
	・外観色は、マンセル値による 5R~5YR~5Y の暖色系色相で
	あって、高・中明度の低彩度色を基本とする。
色彩・素材	・色数は、できる限り少なくし、建築物の全体的なバランスに配
	慮する。
	・素材は、山並みと調和した自然素材を使用するように努める。
緑化	・敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。
	・周辺の植生に適した種類の植栽に努める。

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

5-1 景観重要建造物の指定の方針

(1)指定の方針

敦賀市は、良好な景観を形成するため、景観上重要な建築物や建造物を「景観 重要建造物」に指定するものとします。

(2)指定の基準

敦賀市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる建築物や建造物で、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

また、指定にあたり、既に登録文化財等に指定されている建築物や建造物は、景観重要建造物の参考とします。

<指定の基準>

- ○歴史的景観に寄与しているもの
- ○優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
- ○再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断される もの
- ○景観上、地域のシンボル的な存在となっているもの
- ○市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの
- ○文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの

(3)指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、景観上重要と認められる形態・意匠の有無や、建造物の維持保全の状態等を確認します。

建造物の存在する地元(所有者を含む)の意見を聴くとともに、所有者又は公共物にあっては、その管理者の同意を得ます。

5-2 景観重要樹木の指定の方針

(1)指定の方針

敦賀市は、良好な景観を形成するため、景観上重要な並木道や屋敷林等一団の 密集した樹木を「景観重要樹木」に指定するものとします。

(2) 指定の基準

敦賀市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができ、並木道や屋敷林等一団の密集した樹木で、以下のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

く指定の基準>

- ○樹容が景観上優れているもの
- ○周辺のまちなみの景観に調和しているもの
- ○樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
- ○景観上、地域のシンボル的な存在となっているもの
- ○市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められるもの

(3) 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、良好な景観形成に重要と認められる樹容や、樹木の維持保全の状態等を確認します。

樹木の存在する地元(所有者を含む)の意見を聴くとともに、所有者又は公共物にあっては、その管理者の同意を得ます。

- 20 -

6-1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

(1) 届出対象の考え方

景観に大きな影響を与える屋外広告物については、建築物等に関する行為の制限とあわせて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める必要があります。

敦賀市においては、福井県屋外広告物条例(昭和39年7月1日福井県条例第45号)に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に取り組んでいます。今後も、良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導を推進するため、同条例第2条に規定されている「禁止地域(掲出できる広告物の種類や、面積・高さにより厳しい制限を設けた地域)」の拡大を検討する等福井県との調整を図るとともに、本計画においても届出対象路線、届出対象行為、景観形成基準を設定するものとします。

(2)届出対象路線

本計画に基づく届出対象路線として、以下の路線を設定し、沿線(陸地部では 道路の両側 300 メートル以内、海岸部では道路の陸側 300 メートル以内及び 道路の海側当該道路から望見される範囲)の屋外広告物の規制・誘導を図ります。

行為の種類	対象路線
	「屋外広告物を規制する路線」 屋外広告物条例では、高速道路や主要幹線道路の沿道等を「禁止地域」として指定していますが、家屋が連たんしている区域等一部の区域では「禁止地域」から除外されています。 そのため本計画では、屋外広告物条例で禁止地域に指定され、敦賀湾エリアや田園エリア等、景観に優れた区域を通過する以下の主要道を「屋外広告物を規制する路線」に指定し、独自の基準を設けることにより、沿線の広告物の規制・誘導を図ります。 ・国道8号(元比田〜疋田間) ・(主)佐田竹波敦賀線(櫛川〜縄間間) ・(主)佐田竹波敦賀線(櫛川〜縄間間) ・(一)竹波立石縄間線(全区間) ・(一) 山櫛林線(全区間)
屋外広告物	「屋外広告物を適正に活用する路線」 屋外広告物条例では、面積や高さに対する基準は定められていますが、周辺の景観に大きな影響を与える「形状」や「色彩」に関する基準は設けられておりません。 そのため本計画では、市の中心部を通り、また、市外の方が多く利用されると見込まれる路線を「屋外広告物を適正に活用する路線」に指定し、景観への配慮を促すことにより、沿線の広告物の適正化を図ります。 ・敦賀港からJR敦賀駅を結ぶ幹線道路((主)敦賀港線、(主)敦賀停車場線、国道8号((主)敦賀港線との交差部〜(主)敦賀停車場線との交差部局)) ・国道27号(坂下〜莇生野間) ・木崎通り((一) 松島若葉線(櫛川〜若葉町間))

※ただし、景観形成推進地区は除く。

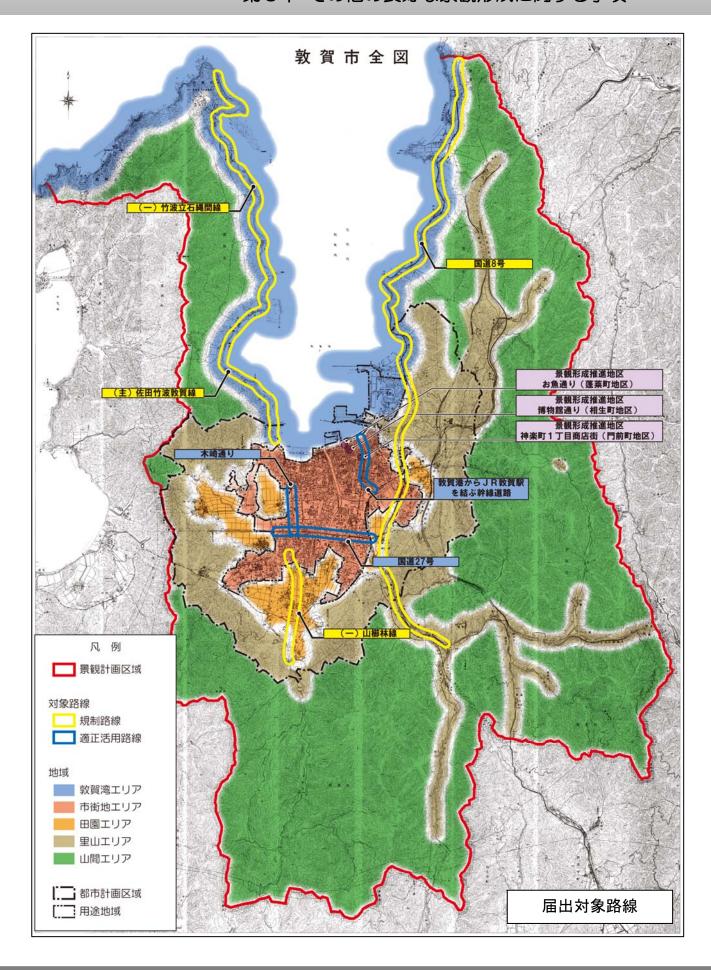
第6章 その他の良好な景観形成に関する事項

(3)届出対象行為

届出対象行為は、良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる、以下の屋外広告物とします。

行為の種類	対象行為
屋外広告物	屋外広告物の設置、改造、修繕、移転又は表示の変更で、高さが 4m (※県基準の上乗せ:10m) を超え、又は、1 敷地内の総表示面積が10 ㎡を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。(1) 広告期間が30 日以内で表示等するもの(2) 法令の規定により表示等するもの(3) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの(4) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの(5) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

第6章 その他の良好な景観形成に関する事項



第6章 その他の良好な景観形成に関する事項

(4)景観形成基準

景観形成基準は、以下のとおりとします。

1)屋外広告物を規制する路線の基準

仁生の廷敬 甘滋	
行為の種類	基準
位置、規模、 形態及び高さ	・位置、形状、大きさは、周辺の景観と調和するように努める。 ・建築物と一体的な意匠とするように努める。
	・必要最低限の数、大きさにとどめる。
色彩	・派手な色彩の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努める。
	・蛍光塗料や反射塗料は使用しないように努める。(※県基準上乗せ)
素材、材料	・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用する。 ・反射素材は使用を避ける。
照明広告	・ ネオンサイン、点滅照明はできる限り設置しない。(※県基準の上乗せ)
屋上広告	・屋上広告はできる限り <u>設置しない</u> よう努める。(※県基準の上乗せ)
突出広告	・壁面の上端から突出しない。 ・1 壁面に <u>1 列にまとめて</u> 設置するよう <u>努める。(※県基準上乗せ)</u>

2)屋外広告物を適正に活用する路線の基準

行為の種類	基準
位置、規模、 形態及び高さ	・位置、形状、大きさは、周辺の景観と調和するように努める。 ・建築物と一体的な意匠とするように努める。
色彩	・色彩は、周辺の景観と調和するように努める。 ・蛍光塗料や <u>反射塗料</u> は使用しないように努める。(※県基準上乗せ)
素材、材料	・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用する。

6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号口)

(1)景観重要公共施設の整備に関する方針

景観を構成する要素のひとつとして、道路、河川、公園等の公共施設があります。これらの施設は、数多くの人が利用するものであり、景観にも十分に配慮した施設とすることが重要です。

そのため、敦賀市においては、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺のまちなみとの調和に配慮しながら、公共施設の整備を推進します。

(2)景観重要公共施設としての位置づけ

景観形成上重要な景観要素となる道路、河川、公園等の公共施設については、公共施設管理者との協議等を行いながら、必要に応じて、景観重要公共施設に位置づけるものとします。

6-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号二)

敦賀市では、都市景観と調和し、景観的にも優れた農地等を保全するため、景 観農業振興地域整備計画を定めることとします。

景観農業振興地域整備計画に定める事項は、以下のとおりとし、具体的な内容は、「景観農業振興地域整備計画」で定めることとします。

なお、計画の策定にあたっては、福井県及び敦賀市の農業振興施策との整合を図るとともに住民の理解のもと、農村景観と調和のとれた良好な営農条件の確保に努めます。

【景観農業振興地域整備計画に定める事項】

- ○区域
- ○景観と調和のとれた土地の農業上の利用
- ○農業生産基盤の整備・開発
- ○農用地等の保全
- ○農業の近代化のための施設

6-4 自然公園法の許可の基準に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ホ)

自然公園法に基づく自然景観保護と併せ、良好な景観づくりのために必要な上乗せの許可基準を段階的に定めることとします。

自然公園法に基づく対象地域の現状を調査し、上乗せの基準として必要な項目を調査するとともに、関係機関と調整しながら基準の設定に努めます。

第7章 計画の実現に向けて

7-1 計画の実現に向けた役割

景観づくりは、敦賀市に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることを認識し、市民、事業者、専門家、行政の協働によって推進します。

主体	役割
市民	市民は、景観づくりの主役として景観に対する関心を高め、積極的に良好な景観づくりに向けた活動に参加・協力します。 〇敦賀市景観計画等の景観施策の認識・理解 〇景観づくりの場や機会への参加
事業者	○景観形成協議会の立ち上げなど、主体的な景観づくりの実践 事業者は、事業活動が地域の景観に果たす役割が大きいことを認識し、 地域社会の一員として地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力します。 ○敦賀市景観計画等の景観施策の認識・理解 ○景観づくりの場や機会への参加 ○景観に配慮した事業等の推進
専門家	専門家(設計者、施工者等)は、各分野・立場から良好な景観づくりに向けた提案を行なうとともに、地域社会の一員として地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力します。 ○市民・事業者等への景観づくりに向けた提案 ○行政・市民・事業者等の景観づくり活動への協力 ○景観づくりの場や機会への参加
行政	行政は、敦賀市の特性を踏まえ、景観づくりの施策を進めるとともに、 良好な景観づくりに取り組む市民等を支援します。 〇敦賀市景観計画等の景観施策の普及・啓発 〇市民・事業者の景観に対する意識向上のための情報提供 〇市民・事業者の景観に関する活動の支援

7-2 段階的な景観施策の充実・強化

敦賀市の景観づくりは、敦賀市景観計画の策定による景観誘導と併せ、様々な情報提供等による市民の意識啓発等を図りながら、段階的に充実・強化していきます。

ステップ1 敦賀市景観計画に基づく景観づくりを進めます

● 景観計画の策定と運用

- ・景観法に基づく敦賀市景観計画を定め、良好な景観形成に向けた施策を展開します。
- ・景観計画の対象となる景観計画区域は、「敦賀市全域」を対象とします。

● 市民や事業者への意識啓発

・敦賀市景観計画をはじめ、敦賀市の景観づくりに向けた施策について説明し、市民や事業者の意識啓発を図ります。

ステップ2 敦賀市の景観施策を充実する活動を展開します

● 敦賀市の景観施策を充実する調査の実施

・敦賀市の景観施策について、より実効性のあるものとしていくため、建築物 や屋外広告物の調査など、必要となる事前調査を積極的に展開します。

● 敦賀市の景観施策を充実する地域別の展開

・市民等の主体的な景観活動を呼びかけ、景観形成推進地区の指定を推進します。

ステップ3 敦賀市景観計画の充実・強化を図ります

● 敦賀市景観計画の発展的な充実・強化

- ・景観形成推進地区の指定を行い、敦賀市景観計画の充実を図ります。
- ・観光振興、文化振興、農業振興など、関係課と連携し、敦賀市全体の良好な 景観づくりに向けて、より一層充実した景観施策等を検討します。必要に応 じて敦賀市景観計画の充実・強化を図ります。

【届出に関する手続きのフロー】

